

ASBJ、中間と四半期の会計基準等を統合した 期中財務諸表に関する会計基準等を提案（公開草案）

Point 1

何に関する提案？

本公開草案は、中間財務諸表と四半期財務諸表の会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等の提案です。

上場会社および財務諸表利用者から、中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見が聞かれていたことを踏まえた提案となります。

Point 2

どのような内容？

基本的に、従来の中間財務諸表と四半期財務諸表に関する取扱いを引き継ぎます。

ただし、企業の報告の頻度（年次、半期、または四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用し、期中財務諸表の有価証券の減損処理と棚卸資産の簿価切下げ方法については、洗替法を原則とすること等が提案されています。

Point 3

いつから適用される？

最終化された会計基準等の公表後、最初に到来する年の4月1日以後開始する年度の最初の期中会計期間からの適用とし、早期適用は認めないことが提案されています。

適用初年度において遡及適用は要求せず、最初の期中会計期間から将来にわたって適用することが提案されています。



ここに注目！

本公開草案は、2023年改正金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表と、金融商品取引所定める規則に基づく四半期財務諸表（第1・第3四半期）の両方に適用可能となる期中財務諸表に関する会計基準等を提案しています。

有価証券の減損処理と棚卸資産の簿価切下げ方法について、所定の場合に、例外的に切放し法の継続適用を認めることが提案されています。

2023年改正金融商品取引法に基づく第二種中間（連結）財務諸表については、「中間連結財務諸表等の作成基準」の適用対象となることが明確化されています。